

研修委託契約約款

(総則)

- 第1条 受託者は、委託者と受託者で別途締結する研修委託契約書（以下「契約書本体」という。）及び本約款に定めるところに従い、附属書Ⅰ「業務実施要領」に定義する業務の完了を約し、委託者は契約書本体頭書の「契約金額」を上限として、附属書Ⅱ「経費内訳書」に定められた対価を受託者に支払うものとする。
- 2 受託者は、契約書本体、本約款及び附属書Ⅰ「業務実施要領」に特別の定めがある場合を除き、業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受託者の責任において定めるものとする。
- 3 契約書本体頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税の合計額」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものである。
- 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更以前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
- 5 本契約の履行及び業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受託者から委託者に提出する書類は、委託者の指定するものを除き、第5条に定義する監督職員を経由して提出するものとする。
- 6 前項の書類は、監督職員に提出された日に委託者に提出されたものとみなす。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受託者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

- 第3条 受託者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 受託者が、前項ただし書の規定により本業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請負わせる場合には、受託者は、委託者に対して、再受託者又は下請人の名称その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 受託者が、第1項ただし書の規定により本業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請負わせる場合には、第18条第1項第9号イからトまでのいずれかに該当する者を再受託者又は下請人としてはならない。
- 4 受託者が、第1項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請負わせる場合には、受託者は、当該第三者に対し、本契約に基づ

き受託者に対して課せられる義務と同等の義務を負わせなければならない、受託者は、当該第三者の義務違反に基づく賠償義務についても、連帯して責任を負う。

(業務責任者)

第4条 受託者は、本業務の履行に先立ち、受託者の管理・監督に基づき本業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)の中から業務責任者を定め、書面により委託者に届け出をしなければならない。また、業務責任者を変更するときも同様とする。

2 受託者は、前項の規定により定めた業務責任者に業務従事者の指導及び監督をさせるとともに、委託者との連絡に当たらせなければならない。

3 業務責任者は、本契約に基づく受託者の行為に関し、受託者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭授受の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(監督職員)

第5条 委託者は、本契約の適正な履行を確保するため、監督職員を定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び本業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

(1) 第1条第5項に定める書類の受理

(2) 契約書に基づく受託者又は受託者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議

(3) 契約書に基づく業務工程の監理及び立会

(4) 業務実施状況についての調査

(5) 附属書I「業務実施要領」に規定されている業務内容の軽微な変更(あらかじめ委託者から権限を与えた範囲に限る。)の承諾及び確認

(6) 経費内訳書に示す直接経費に係る流用等の承諾及び確認

(7) 業務従事者に係る承諾及び確認

3 委託者は、監督職員に対し本契約に基づく委託者の権限の一部であって、前項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を、書面により受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示、承諾又は協議は、原則として書面によりこれを行わなければならない。緊急を要する場合等書面をもってなされなかった場合には、委託者は受託者に対して事後遅滞なく書面による確認を行わなければならない。

(業務の内容の変更等)

第6条 委託者及び受託者は、必要があると認めるときは、契約相手方に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。

2 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は委託者若しくは受託者が損害を受けたときは、委託者及び受託者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
- 4 第2項の場合において、受託者に増加費用が生じたとき、又は受託者が損害を受けたときは、委託者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者及び受託者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。
- 5 前項の規定にかかわらず、委託者は、委託者の予見の有無を問わず、受託者の特別の事情から生じた費用、損害、受託者の逸失利益及び第三者からの損害賠償に基づく損害については責任を負わないものとする。

(概算払い)

- 第7条 受託者は、委託者に対して、概算払いとして契約金額の全額を契約締結時に請求することができる。ただし、履行期間が5か月を超える場合は、契約締結後に契約金額の10分の7を上限とし、残額については、履行期間の中間に属する月の末日に請求することができる。また、複数年度契約の場合は、契約締結後のそれぞれの年度において、契約金額の当該年度分の全額を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による概算払いの請求があったときは、内容を確認のうえ、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、委託者は、受託者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受託者に返付することができる。この場合において、当該請求を返付した日から是正された支払請求を委託者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(検査)

- 第8条 受託者は、業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による業務完了報告書の提出を受けた時は、その翌日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう）以内かつ履行期限内に本業務の完了を確認するための検査を終了するとともに、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。
 - 3 受託者は、前項の検査の結果、不合格の通知を受けた時は、遅滞なく必要な補正を行い、委託者に補正完了の届を提出し、再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
 - 4 第2項の検査又は前項の再検査に合格し、その結果の通知を受けた日をもって、本業務が完了したものとする。

(請求金額の確定及び精算)

第9条 受託者は、経費精算報告書を業務完了報告書の提出日の同日以前に必要な証拠書類一式と共に委託者に提出しなければならない。複数年度契約の場合は、初年度分の業務を履行したときは、業務進捗報告書及び経費実績報告書を、また委託業務の履行を完了したときは、業務完了報告書及び経費精算報告書を、それぞれ速やかに委託者に提出しなければならない。いずれの場合も契約金額の精算は、経費精算報告書に基づき、次の各号の定めるところにより行うものとする。

- (1) 業務人件費及び管理費については、附属書Ⅱ「経費内訳書」に定められた金額の範囲内において、定められた単価及び業務実績による。
- (2) その他の経費については、本業務につき必要であると委託者が認める範囲で支出したものに限り、契約金額の範囲内において実費による。

2 委託者は、受託者から提出のあった経費精算報告書等の内容を検査し、契約金額の範囲内で確定金額を決定し、これを受託者に書面で通知しなければならない。

3 受託者は、前項による確定金額の通知を受けたときは、委託者に確定金額の支払を請求することができる。ただし、第7条に定める概算払いを受けている場合は、確定金額から概算払いの額を減じた額を請求するものとする。また、確定金額が概算払いを受けている金額を下回るときは、当該概算払いの額から確定金額を減じた額を委託者の指示に基づき、委託者の定める期間内に返納するものとする。

4 委託者は、前項の規定により請求があったときは、内容を確認のうえ、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

5 前項の規定にかかわらず、委託者は、受託者の支払請求を受領した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受託者に返付することができる。この場合において、当該請求を返付した日から是正された支払請求を委託者が受領した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(遅滞金)

第10条 委託者の責に帰すべき理由により、第7条、前条の規定による支払が遅れた場合には、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年(365日とする。以下同じ。)2.7パーセントの割合を乗じた額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

2 受託者の責に帰すべき理由により、前条第3項に規定する余剰金の返納が遅れた場合には、委託者は未受領金額につき、返納期限の翌日から起算して返納を完了するまでの期間の日数に応じ、年2.7パーセントを乗じた額の遅延利息の支払を受託者に請求することができる。

(帳簿等の整備)

第11条 受託者は、証拠書類を整備して保管し、委託者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 受託者は、前項に規定する証拠書類を、本業務を実施した年度の翌年度か

ら10年間保存するものとする。

(契約保証金)

第12条 委託者は、受託者の契約保証金を免除する。

(一般的損害)

第13条 受託者は、本業務の実施において生じた損害（本約款で別に定める場合を除く。）を賠償する。ただし、当該損害が委託者の責に帰すべき理由により生じたものである場合には、この限りではない。

(第三者に及ぼした損害)

第14条 受託者は、本業務の実施に関して、第三者に損害を与えた場合には、当該第三者が被った損害を賠償する。

- 2 前項の規定にかかわらず、損害が委託者の責に帰すべき事由により生じたものである場合においては、委託者が当該第三者の被った損害を賠償する。ただし、受託者が、委託者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 3 前二項の場合において、その他本業務の実施に関し、第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(災害補償の免責)

第15条 履行期間中において、研修員が研修中に、生命若しくは身体に損傷を受けた場合又は財産上の損害を被った場合は、受託者の故意又は過失による場合を除き、受託者はその責任を負わず、委託者が誠意をもって問題の解決に当たるものとする。

(損害等の措置)

第16条 履行期間中において、研修員が研修に際し、受託者、再受託者又は下請人に対し、生命若しくは身体に損傷を与えた場合又は財産上の損害を与えた場合には、委託者は誠意をもって問題の解決に当たるものとする。

- 2 履行期間中において、研修員が研修に際し、第三者に対し、生命若しくは身体に損傷を与えた場合又は財産上の損害を与えた場合には、委託者及び受託者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力の扱い)

第17条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、騒擾、クーデター、テロ、侵略、外敵の行動、暴動、ストライキ、事業対象国政府による決定その他の自然的又は人為的な事象であって、委託者、受託者双方の責に帰すべからざるもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）により、委託者、受託者いずれかによる履行が遅延し、又は妨げられる場合においては、当事者は、その事実の発生後遅延なくその状況を

原則として書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、委託者及び受託者は、通知後速やかに書面にて天災その他の不可抗力発生的事实を確認し、必要な措置について協議して定める。

- 2 天災その他の不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。
- 3 天災その他の不可抗力の状況が発生した場合でも、受託者は合理的に実行可能なかぎり、本契約に定める義務の履行を続ける努力をするものとする。
- 4 天災その他の不可抗力により受託者が契約期間までに本業務を完了することができないときは、委託者に対して遅滞なくその理由を明らかにしたうえで、契約期間の延長を書面により求めることができる。この場合における延長日数は、事後、委託者及び受託者が協議して書面により定める。
- 5 天災その他の不可抗力により生じた本契約の業務に係る損害及び増加費用であって、委託者が負担すべき額は、受託者の請求を委託者が調査のうえ確認したところにより、委託者及び受託者が協議して書面により定める。
- 6 天災その他の不可抗力が発生したと第1項により確認した日から、そのために本業務を実施できない日が60日以上継続した場合には、受託者は、本契約を解除することができる。この場合、受託者は本契約を解除する少なくとも30日前に書面により委託者に予告通知をしておかななければならない。
- 7 前項により解除がなされた場合には、次条第2項、第3項（利息に関する部分を除く。）及び第19条第3項の規定を準用する。
- 8 第6項の規定は、本契約の他の条項の規定により委託者又は受託者が本契約を解除することを妨げるものではない。

（委託者の解除権）

第18条 委託者は、受託者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- （1）受託者の責に帰する事由により、受託者が頭書に定められた履行期間内に本業務を完了しないとき、又は受託者が本業務を完了する見込みがないと委託者が認めたとき。
- （2）受託者が本契約の各条項に違反したとき。
- （3）受託者が前条第6項又は第20条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
- （4）受託者の本業務の内容が委託者の意図した水準を満たしていないと委託者が認めたとき。
- （5）受託者が本契約の履行中に、委託者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
- （6）受託者に不正な行為があったとき。
- （7）受託者に支払停止、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続開始の申立て、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- （8）第32条第3項に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。

- (9) 受託者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
- イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員をいう。以下本条において同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受託者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受託者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受託者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受託者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受託者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - リ 受託者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
 - ヌ その他受託者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- (10) その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。
- 2 委託者が前項の規定により本契約を解除した場合、受託者は、附属書Ⅰ「業務実施要領」に成果物が規定されている場合において、成果物を現状有姿にて直ちに委託者に引渡し、委託業務のうち業務実施の完了が確認できるものについては、委託者は、当該出来高部分に相応する契約金額を支払うことができる。
 - 3 前項の場合において、第7条の規定による概算払金の支払があったときは、当該概算払金の額を出来高部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受託者が受領済みの概算払いの金額になお余剰がある時は、受託

者は、その余剰額に契約解除の日から返還の日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額を付して、委託者に返還するものとする。

- 4 第1項の規定により契約を解除したときは、委託者は、受託者に対し、契約金額の100分の10に相当する解約違約金の支払いを求めることができる。
- 5 上記各条項は委託者が受託者に対し、受託者の責に帰する事由により被った損害の賠償を請求することを妨げるものではない。

(委託者のその他の解除権)

第19条 委託者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受託者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、前条第3項の規定のうち、利息に関する部分については、これを準用しない。
- 3 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受託者が受託者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、受託者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益を合算した金額とする。

(受託者の解除権)

第20条 受託者は、委託者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、第18条第2項、第3項及び前条第3項の規定を準用する。ただし、第18条第3項の規定のうち、利息に関する部分については、これを準用しない。

(不正行為等に対する措置)

第21条 受託者が第18条第1項第6号に該当すると疑われる場合は、委託者は、受託者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で委託者に報告させることができるものとする。

- 2 委託者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の行為の有無を判断するものとする。この場合において、委託者が審査のために必要であると認めるときは、受託者からの説明を求め、必要に応じ受託者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。
- 3 委託者は、必要があると認められるときは、受託者が本業務の実施に要した経費の支出状況等について、本契約期間中の検査を行うことができるものとする。
- 4 委託者は、不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
- 5 委託者は、前項の措置を講じた場合、受託者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(施設の提供及び機材の使用)

第22条 委託者は、委託者が本業務に必要と認める委託者の施設、備品若しくは機材を受託者に提供又は無償使用させることができるものとする。

- 2 受託者は、前項により提供された又は無償で使用する施設、備品若しくは機材等について善良なる管理者の注意義務をもってこれを使用し、管理しなければならない。
- 3 受託者は、前項の施設、備品若しくは機材等の使用に際し、滅失又は棄損したときは、直ちに委託者に届け出、その損害を負担するものとする。ただし、委託者がやむを得ない理由によると認めた場合は、この限りではない。

(資料等の著作権にかかるとの取扱い)

第23条 受託者は委託者に対して、本契約に基づき作成した研修テキストや補助教材等の資料等の著作権の取扱いに関し、附属書Ⅰ「業務実施要領」に定める確認作業を行うものとする。具体的な作業については、委託者が別途定める「研修事業における著作権ガイドライン」に沿うものとする。

- 2 受託者は、成果物及び附属書Ⅰ「業務実施要領」に業務提出物が規定されている場合において、成果物及び業務提出物（以下「成果物等」という。）を第8条第1項に規定する業務完了報告書に添付して提出することとし、第8条第2項に規定する検査を受けるものとする。
- 3 前項の場合において、第8条第2項に定める検査の結果、成果物等について補正を命ぜられたときは、受託者は遅滞なく当該補正を行い、委託者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第8条第2項の規定を準用する。
- 4 受託者が提出した成果物等の所有権は、第8条第2項に定める検査合格をもって、受託者から委託者に移転する。
- 5 受託者が提出した成果物等の著作権（著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。）は、附属書Ⅰ「業務実施要領」にて別途定めるもの及び受託者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、第8条第2項に定める検査合格と同時に受託者から委託者に譲渡されたものとし、著作権が受託者から委託者に譲渡された部分については、受託者は委託者に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、成果物等のうち、受託者が従来から著作権を有する著作物については、受託者は、これら著作物を委託者が利用するために必要な許諾を委託者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受託者は、責任をもって第三者から委託者への利用許諾を得るものとする。
- 6 前二項の規定は、第17条第6項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項の規定により本契約を解除した場合についても、引き続き効力を有するものとする。

(著作権利用許諾書の整備)

第24条 受託者は、第23条第1項に規定する資料等の著作権の確認作業にお

いて、著作権者より取り付ける利用許諾書の原本を整備して保管し、委託者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 受託者は、前項に規定する利用許諾書を、本業務を実施した年度の翌年度から10年間保存するものとする。

(秘密の保持)

第25条 受託者（第3条に基づき受託者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条から第28条までにおいて以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受けたときに既に公知であったもの。
- (2) 開示を受けたときに既に受託者が所有していたもの。
- (3) 開示を受けた後に受託者の責に帰さない事由により公知となったもの。
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの。
- (5) 開示の前後を問わず、受託者が独自に開発したことを証明するもの。
- (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの。
- (7) 第三者への開示につき、委託者又は秘密情報の保持者から開示について事前の承認があったもの。

2 受託者は、秘密情報について、本業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。

3 受託者は、本契約の業務に従事する者（第3条に定める再委託者又は下請人等がある場合にはそれを含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

5 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の同意を得たうえで、受託者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

6 前各項の規定は、本契約が完了した後も引き続きその効力を有するものとする。

(秘密情報の返却及び廃棄)

第26条 受託者は、本契約完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受託者が作成した複製物を含む。）を委託者に返却し、又は、当該媒体に含まれ

る秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊したうえで破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を委託者に提出しなければならない。ただし、委託者から指示があるときはそれに従うものとする。

(個人情報保護)

第27条 受託者は、本契約において、委託者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号、以下本条で「同法」という。）の第2条第3項で定義される「保有個人情報」を指す。以下「保有個人情報」という。）を取り扱う業務を行う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りではない。
 - イ 保有個人情報について、改ざん又は本業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
 - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
 - (2) 業務従事者等が前号に違反したときは、同法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
 - (3) 個人情報保護管理責任者を定めること。
 - (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受託者は、委託者が定める「個人情報保護に関する実施細則（平成17年細則（総）第11号）」を遵守し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、委託者が認めるときを除き、これを行なってはならない。
 - (5) 委託者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
 - (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。
 - (7) 受託者は、本契約完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受託者が作成した複製物を含む。）を委託者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊したうえで破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を委託者に提出しなければならない。ただし、委託者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 2 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
 - 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定については、本契約履行期間後であっても引き続きその効力を有するものとする。

(情報セキュリティ)

第28条 受託者は、委託者が定める「情報セキュリティ管理規程（平成 29 年規程（情）第 14 号）」及び「情報セキュリティ管理細則（平成 29 年細則（情）第 11 号）」（以下「規程等」という。）を準用し、規程等に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第29条 受託者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第30条 受託者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、業務従事者等の業務上の負傷、疾病、廃失又は死亡にかかる損失については、受託者の責任と負担において十分に保険を付保するものとし、委託者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(契約の公表)

第31条 受託者は、本契約の名称、契約金額並びに受託者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受託者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 委託者において役員を経験した者が受託者に再就職していること、又は委託者において課長相当職以上の職を経験した者が受託者の役員等として再就職していること。

(2) 委託者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

3 受託者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、委託者における最終職名）

(2) 受託者の直近3か年の財務諸表における委託者との間の取引高

(3) 受託者の総売上高又は事業収入に占める委託者との間の取引高の割合

4 受託者が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受託者は、同基準第13章第7節の規定される情報が、委託者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公開されることに同意するものとする。

(中立性、公正性の保持等)

第32条 受託者は、本契約に基づく業務が、日本国の政府開発援助の一環として

行われるものであることを認識のうえ、誠意と自覚をもってその履行に専念するとともに、本業務の実施の過程において、又は本業務の関係者に対して、政治的活動、宗教的活動その他中立性又は公正性を損なうおそれのある活動をしてはならない。

- 2 受託者は、本契約に基づき委託者から支払いを受ける場合を除きいかなる者からも本業務の実施に関し、又はその結果として、一切の利益を享受し、又は第三者をして享受させてはならないし、そのような要求をしてはならない。
- 3 受託者は、前二項に規定するもののほか、本業務を実施するときは、委託者が別に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に基づき行動しなければならない。

(準拠法と合意管轄)

第33条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

- 2 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合には、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第34条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者及び受託者が協議してこれを定めるものとする。